第4章 施策の展開

第1節 重点施策

本章では、『第3章 課題の解決目標』を踏まえ、施策を展開していく中で重点的に推進していく事項として次のように位置づけ、それぞれの施策について取り組みを進めていく必要があります。

施策 1 地域の福祉活動活性化に向けた仕組みづくりの促進

①地域コミュニティの再構築

近年では核家族化やライフスタイル、価値観の多様化などによる、地域とのつながりの希薄化に伴い、地域でつながる機会が少なく、機会があったとしてもなかなか地域活動等に参加できない実態もみられます。またアンケート調査においても「親しくつきあっている近隣者がいる」と回答した人は全体の約19%にとどまっており、地域座談会においても近所の人との付き合いが少ない、近所の人の顔も知らない、などが課題としてあがっています。

複雑化する様々な地域課題を解決するためには、より多くの人が地域に居場所を見出し、顔の見える関係を作ることが必要となってきます。本市において主に高齢者を中心とした身近な交流の場として「いきいきサロン」が展開されています。「いきいきサロン」の運営主体は、地域住民等であり、住民主体の居場所といえます。

今後はさらなる仕組みとして、高齢者を始め、障がい者、子どもなどといった多様な住民が集い、何でも話し合える、居場所づくりの検討を行います。

地域住民や事業者、団体が立場や世代を超えて、お互いを認め合いなが ら、支え合いながら活動を行っていく地域の仕組みづくりをめざします。



②民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動の充実

地域における福祉活動の担い手である民生委員・児童委員、主任児童委員(以下「民生委員等」という)の活動を推進するため、地域への民生委員等の活動内容・活動目的の周知を推進します。また民生委員等の研修を民生委員児童委員協議会事務局(市社会福祉協議会内)と連携しながら充実させ、民生委員等の資質の向上も含めた活動の充実を図ります。

★民生委員・児童委員の活動★

地域住民の身近な相談相手である民生委員・児童委員は日々地域において活動しています。高齢者の一人暮らしで心細い、子どものことで身近に相談相手が欲しい、福祉サービスについて知りたい、このような身のまわりの困りごと・悩みごとは少なくありません。

民生委員・児童委員はそのような地域の中に埋もれている悩み事や問題を 見つけ出し、解決する手助けをします。

一人暮らし高齢者の方の見守りや訪問、子どもが生まれた時の赤ちゃん訪問活動など地域住民が安心・安全に暮らすことのできるように日々活動しています。



施策2地域づくりに向けた市民意識の醸成

①地域づくりに向けた市民の福祉意識の醸成

地域や学校における地域福祉活動の体験や学習の機会などを通じて、子 どもから大人まであらゆる地域住民同士が、異なる世代や立場を認め合い、 支え合いながら『共に生きる』という福祉意識を醸成することをめざしま す。

また地域の課題を自らの課題として受け止め、少しでも地域の担い手として関わる人が増えるよう地域福祉に関する普及啓発を図っていきます。

②地域の福祉活動周知啓発

アンケート調査において地域の活動に参加していないという理由について 最も多かった回答が「地域活動のことを知らない」で約41%ありました。 このことからも、地域活動に参加していない人への地域活動参加の呼びか けや、周知が必要であり、子育て世代や若い世代への周知は特に重要とな っています。

市や市社会福祉協議会をはじめ関係各団体等が連携して、積極的に地域活動の周知を行うと共に、参加を促し地域福祉の発展を推し進めていく必要があります。

施策3福祉サービスの適切な利用の促進

①地域共生社会の実現に向けて

地域福祉を「我が事・丸ごと」として捉え、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域の生活課題について、地域住民や福祉関係者による把握がなされ、関係機関との連携による課題解決が図られることをめざします。

住民の身近な圏域として、鳴門市には市内全域に地区社会福祉協議会等があります。市社会福祉協議会の調整により、分野を超えて地域の生活課題について総合的に相談に応じ、課題解決のため関係機関と連絡調整等を行う組織としての体制整備を進めていきます。

②鳴門市社会福祉協議会の体制整備

社会福祉協議会は社会福祉法において、地域福祉を推進するうえで中核的な役割を担う団体として位置づけられ、地域における様々な団体の参画を得て構成されています。またその内部組織として地区ごとに地区社会福祉協議会が組織され、地域の住民の自発的・自主的な活動が展開されています。

地域と行政との協働関係を築く上で、コーディネーターとしての社会福祉協議会の役割は大きく、とりわけ、多くの市民から期待されている地域との「つなぎ手」、「相談窓口」として、公的制度の狭間や複合的な地域課題の解決へ向けて積極的に取り組む役割を担う組織となることが求められています。

今後よりいっそう地域と共に福祉活動を推進していく組織として鳴門市 社会福祉協議会が本来担うべき役割に取り組むことが出来る体制づくりを 支援していきます。

●身近な相談窓口の確保

高齢者、子ども、障がい者などの様々な制度・施策の枠組みにとらわれず、総合的に相談に対応する窓口を13地区社会福祉協議会単位に設置することをめざします。相談には地区社会福祉協議会の枠組み以外にも地域の情報に詳しく住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う民生委員・児童委員をはじめとした地域ボランティアが一次的に対応し、相談者が相談しやすい体制をめざします。

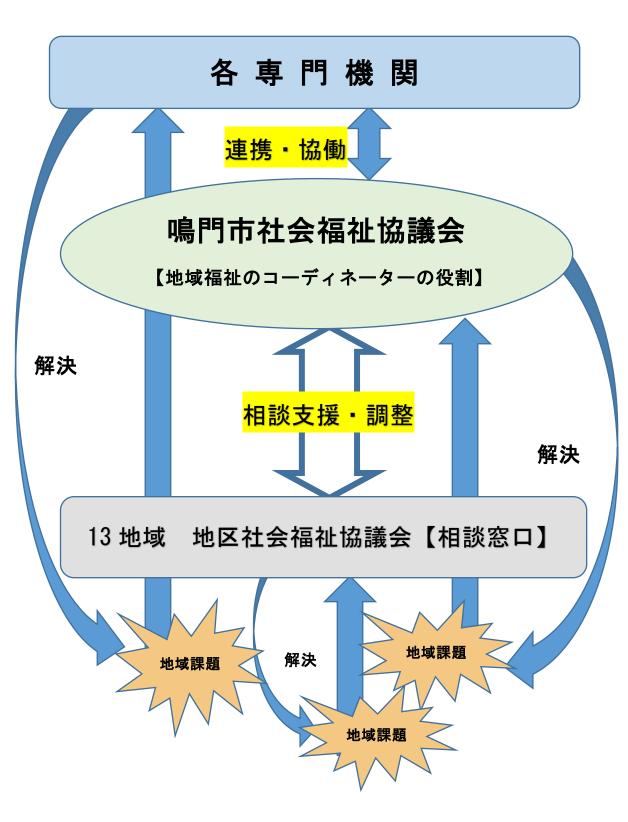
相談場所については既存の公共施設を活用するほか社会福祉法人の運営する社会福祉施設、民間事業者等との協力体制をとれるよう検討を行い、身近な相談場所の確保を図っていきます。

●地域福祉のコーディネーターとしての役割の充実・強化

13地区社会福祉協議会各地区の相談窓口が対応した事例のうち、地区だけでは対応が困難な事例やより広域での対応が必要な事例に対応するため、市社会福祉協議会の地域福祉推進のためのコーディネーターの役割を強化します。また、地域福祉のコーディネーターには市社会福祉協議会と地域で活動する相談窓口との調整の役割を付加し、地区社会福祉協議会ごとの地域福祉活動と専門機関による支援が円滑に機能するよう体制の整備を図ります。

また、地域における身近な相談窓口を設置していくにあたっては、市社会福祉協議会が中心となり、適切に役割を担うことのできる地域人材の育成や研修を実施していけるよう支援を積極的に行うと共に市社会福祉協議会において職員のコーディネートカの一層の向上に努めます。

<鳴門市社会福祉協議会における
地域福祉コーディネーターの役割>



施策4支援を必要とする人を支えるネットワークづくりの促進

①ネットワークの構築

地域での見守りや交流活動のなかで、本人、家族などの変化に気づいた 人が相談できる窓口として民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、地区 社会福祉協議会等があります。それらの窓口としての認知度の向上、また 福祉分野の専門機関等が相談に対して迅速にバックアップできる総合的な 相談体制の確保に取り組みます。

②助け合い活動の充実による生活支援体制の整備

地域の身近な場所に高齢者を始め誰もが気軽に集える場所があり、各地域で様々な住民主体の介護予防が行われ、住民間の日常的な交流を通じて見守り、掃除や買い物のサポートといった随時対応の様々な助け合いがなされる地域づくりを推進します。

具体的には、地域において、ニーズ把握や関係者間の情報共有、様々な主体による多様な取り組みのコーディネート機能等を担う「生活支援コーディネーター」を配置するとともに、多様な関係主体間の定期的な情報共有を図り、助け合いの仕組みづくりや活動の拠点づくりを推進する「協議体」を設置するものとし、生活支援コーディネーターと協議体、地域住民や行政等の連携による取り組みの推進を図ります。

③災害時要援護者(避難行動要支援者)対策

地震や津波、豪雨、土砂災害などの災害発生時に、地域での支援が必要な方を対象に自力での避難が困難な高齢者や障がい者などを「災害時要援護者(避難行動要支援者)」としてあらかじめ把握する必要があります。

民生委員・児童委員や自主防災会が平常時においても普段の生活の中で地域による見守りに努めるとともに、地域と行政が一体となって、災害時に要援護者を支援する情報伝達、避難誘導の体制整備を図るものとし、地域住民の協力を幅広く得て地域における支援者を確保するなど、支援体制を確立することに取り組んでいきます。

④新たな移動手段の確保等施策の考察

移動手段の課題については、地域座談会内で課題として多くの意見がでた項目の1つです。また計画策定のためのアンケート調査においても「交通の便や移動手段に関すること」に不安を抱えていると回答した人は約22%と多くの人が移動手段を課題と感じています。

現状として鳴門市内の既存の公共交通路線の拡充にはある程度の限界があります。そのため、新たな移動手段の施策を検討する必要が生じています。地域コミュニティ内において支え合いによる乗り合いや有償ボランティア等による移動手段の仕組みづくり、また買い物に行くための移動手段の課題に対して、既存の移動販売サービスや配食、宅配の周知など、柔軟で利用しやすい移動手段の確保や充実に向けた検討を進めていきます。

⑤空き家の課題対策

安心・安全に地域で生活するための施策として、地域座談会でも課題と された空き家に関する対策が必要となってきています。

空き家については管理責任が所有者等にあることを理解してもらうととも に、関心をもって問題に取り組んでもらえるよう、意識啓発に取り組んで いきます。

老朽化し危険な空き家については災害時に危険を及ぼす恐れもあるため、 除却を促すとともに、使用可能な空き家や除却後の跡地については、有効 活用を促します。空き家の問題は地域と密接な関わりがあることから、地 域と情報共有を密に行い、地域と連携しながら空き家の対策を進めます。

施策 5 地域での自立した生活の支援

①社会的孤立者・生活困窮者への支援

アンケート調査のなかで生活困窮者や困窮状態にある世帯への支援として何が必要かに対して「世帯が孤立しないように、困窮状態の早期発見に向けた支援」が必要であるとの回答がありました。

福祉の領域と考えられていた課題も、住民が考える生活課題が複合的となっており、社会的孤立や生活困窮者の問題が顕在化しています。本市では生活困窮者だけでなく、社会的孤立状態にある人も含めて各分野において横断的・重層的な支援を行える体制づくりを進めます。

②生活困窮世帯の子どもたちの支援

アンケート調査のなかで、「生活困窮世帯の子どもたちの学習支援や進学 支援」が支援として必要であるとの回答もあげられました。

本市において生活困窮者の自立支援の一環として、生活保護受給世帯等の生活困窮者である子どもたちを対象に、学習支援や様々な交流活動を実施し、学力向上と、社会性や自立心を育むことによって、将来的な自立の素地を育成することを目的とした支援を進めていきます。また、支援を進めていくにあたっては、学校や、教育関係機関との連携を図りながら行っていきます。

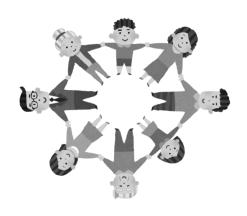
③自立を目指した支援の仕組み

社会との関わりに不安を感じて長期の引きこもりに至ったり、ニートになったりした者などについては自立支援のひとつとして就労が求められます。ただ、そこに至るまでの過程として生活習慣の形成や、社会参加に向けての居場所づくりなど、一歩踏み出すための支援が必要となってきます。福祉施策と就労支援事業が連携して実施する内容であり、関係機関が相互に連携して具体的な対応をするべく生活自立支援や社会参加自立支援などのいっそうの取り組みを推進します。

④地域づくりの観点も踏まえた権利擁護

自らの権利を侵害されることなく、その能力に応じてできる限り地域で 自立した生活を送れるよう、法人後見制度の整備や市民後見人の養成など 権利擁護体制について運用可能な方法の検討を進めます。

また成年後見制度利用促進に関して市における成年後見制度利用促進の計画の策定について、市社会福祉協議会や各専門職団体、またNPOや福祉事業者からなる地域の連携したネットワーク構築や、それらの機関の調整役となる中核機関の担い手やあり方など各関係機関と連絡調整を行いながら、策定に向けての調査・研究に取り組んでいきます。



第2節 計画の推進にあたって

計画の推進にあたっては、市の関係部局・市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会と連携しながら、また地域住民と協働し、それぞれがどこまでの範囲の事を実行していくかの検討も含めながら実施をしていきます。

計画の進捗管理について、市、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、有識者などからなる地域福祉評価推進会議(仮)を毎年度開催します。

この会議では、地域福祉活動を進める上で、地域住民の参加がどのように進み、地域課題解決がどのように実施・充実できたか等の視点を基に有識者などによるヒアリングの形式で検討を行い、計画の進捗状況の評価・検討を進めていきます。また、そこで得られた評価結果を地域へ持ち帰り、次の活動目標の設定につなげていきます。このようなサイクルを繰り返していくことによって、地域活動の推進を行っていきます。



